

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	福知山市

# 福知山市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 産業部農業振興課  
所在地 福知山市字内記13番地の1  
電話番号 0773-24-7047  
FAX番号 0773-23-6537  
メールアドレス noushin@city.fukuchiyama.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ、イノシシ、アライグマ、アナグマ、タヌキ、ハクビシン、ヌートリア、ニホンザル、ツキノワグマ、カラス、カワウ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	京都府福知山市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(令和7年1月1日～令和7年12月31日)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		被害金額(万円)	被害面積(ha)
ニホンジカ	水稻、麦類、豆類、果樹、飼料作物、野菜、いも類、工芸作物	1,228.8	16.54
イノシシ	水稻、豆類、野菜、いも類	590.3	3.18
アライグマ	果樹、野菜	267.3	0.52
アナグマ	豆類、果樹、野菜	77.1	0.27
タヌキ			
ハクビシン			
ヌートリア	いも類		
ニホンザル	豆類、果樹、野菜	28.4	0.03
ツキノワグマ	水稻、豆類、果樹、野菜	0.0	0.00
カラス	麦類、豆類、果樹、飼料作物、野菜、いも類、工芸作物	318.7	0.51
カワウ	魚類	2,008	—

※カワウは、「種苗単価×飛来数×胃内容物割合×0.35kg/羽・日」で算出

(2) 被害の傾向

<p>市域の約 76%が森林であり、山際に多くの農地が隣接していることから、全域で野生鳥獣による農林作物への被害が発生している。</p> <p>主な鳥獣の被害の傾向は次のとおり。</p> <p>〔ニホンジカ〕</p> <p>市内全域に生息しており、水稻においては田植え時期の新芽を食べられる被害をはじめ、播種期から収穫期まで年間を通して被害が発生している。また、1年を通して豆類、野菜等への農作物被害が多く発生している。</p> <p>森林においては苗木の食害や下層植生の消失等の被害が発生している。</p> <p>〔イノシシ〕</p> <p>市内全域に生息しており、春先にはタケノコへの食害、夏から秋にかけては</p>
--

豆類への食害が発生している。また、水稻については、畔の掘り起こしによる崩壊、田の踏み荒らし、稲の食害が1年を通して見受けられるほか、野菜等への食害も多く発生している。

令和3年4月に福知山市内でも豚熱の陽性個体が確認されて以降、市内全域が感染確認区域となったことに伴い、一時的には捕獲頭数が大幅に減少したものの、イノシシの出産時期と春の農繁期が重なるため、幼獣等による食害等の被害は依然として大きい状況である。

なお、現在イノシシの捕獲頭数は増加傾向となっており、農作物被害も多く発生している。

[アライグマ]

平成15年ごろから急激に生息数が増加し、平成21年度には有害鳥獣捕獲として213頭の捕獲があったが、それ以降、捕獲頭数は減少傾向となった。しかし、令和2年度以降、捕獲頭数が増加傾向に転じ、令和6年度は果樹等への農作物被害が大幅に増加した。

[アナグマ・タヌキ・ハクビシン]

市内全域で年間を通して、果樹、野菜等への農作物被害が発生している。

[ヌートリア]

令和6年度の捕獲頭数は2頭であるが、川沿いを中心に複数の目撃情報が寄せられている。大きな農作物被害は報告されていない。

[ニホンザル]

市内においては、三和町菟原地域に出没する三和A群、三和町川合地域に出没する綾部E群の2群が確認されており、果樹等への農作物被害が発生している。また、三和町細見地域や、佐賀地区から大江町有路下地区にかけての由良川右岸側の複数の地域においても複数頭のサルが目撃されている。

他の地域では、散発的なハナレザルの目撃情報が複数寄せられ、一部地域では農作物被害が発生している。

これらの個体の中には、人を威嚇するなど人馴れが進んだ個体や、人家に近づきエサを探す個体があり、生活環境被害が発生している。

[ツキノワグマ]

年間100件程度の目撃情報が寄せられており、特に朝夕に多く目撃されている。民家付近への主な出沒要因は柿等の果樹によるものであり、令和4年度においては人身事故が発生した。住居建屋内への侵入や、空き家の扉を破るなどの生活環境被害が発生していることから、さらなる人身事故発生のおそれがあり、市民の日常生活における不安は年々高まっている。

[カラス]

市内全域で年間を通して、果樹、野菜等への農作物被害が発生している。

[カワウ]

市内においては、音無瀬橋上流(明智藪)にカワウのコロニー(繁殖地)が形成され、例年5月～6月頃に実施されるアユの稚魚放流時期に食害が発生し、その他、天然遡上のアユやその他の魚にも食害が発生している。

(3)被害の軽減目標

〔総 額〕

指 標	現状値(令和7年)	目標値(令和10年)
面 積	22.82ha	20.83ha
金 額	2,789.0 万円	2,545.4 万円

〔ニホンジカ〕

指 標	現状値(令和7年)	目標値(令和10年)
面 積	16.54ha	15.10ha
金 額	1,228.8 万円	1,121.5 万円

〔イノシシ〕

指 標	現状値(令和7年)	目標値(令和10年)
面 積	3.18ha	2.90ha
金 額	590.3 万円	538.8 万円

〔アライグマ〕

指 標	現状値(令和7年)	目標値(令和10年)
面 積	0.52ha	0.47ha
金 額	267.3 万円	244.0 万円

〔アナグマ・タヌキ・ハクビシン〕

指 標	現状値(令和7年)	目標値(令和10年)
面 積	0.27ha	0.25ha
金 額	77.1 万円	70.4 万円

〔ヌートリア〕

指 標	現状値(令和7年)	目標値(令和10年)
面 積	0.01ha	0.01ha
金 額	0.7 万円	0.6 万円

〔ニホンザル〕

指 標	現状値(令和7年)	目標値(令和10年)
面 積	0.03ha	0.03ha
金 額	28.4 万円	25.9 万円

〔ツキノワグマ〕

指 標	現状値(令和7年)	目標値(令和10年)
面 積	0.00ha	0.00ha
金 額	0.0 万円	0.0 万円

〔カラス〕

指 標	現状値(令和7年)	目標値(令和10年)
面 積	0.51ha	0.47ha
金 額	318.7万円	290.9万円

〔その他の鳥獣〕

指 標	現状値(令和7年)	目標値(令和10年)
面 積	1.76ha	1.60ha
金 額	277.7万円	253.3万円

※現状値は、市内農区等から報告を受けた被害状況及び被害面積をもとに、作物別基準単価で算定したもの。

※カワウについては、京都府内水面漁業協同組合連合会がドライアイスを用いた繁殖抑制による個体数の減少に取り組んでおり、本計画においても個体数の減少を目標とする。

(4)従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>ニホンジカ、イノシシ等の被害増に対応するため、次の取組を行う中で駆除隊による重点的な捕獲を実施してきた。</p> <p>〔捕獲体制整備〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○新規駆除隊員の確保に向けた狩猟免許取得への補助</li> <li>○駆除隊の捕獲活動に対する支援</li> <li>○駆除隊員のハンター保険への補助</li> <li>○駆除隊員を対象とした、安全講習会の開催</li> <li>○地域からの要請に基づく銃器を用いた巻狩り形式の駆除の実施</li> <li>○農区長等を対象とした効果的な捕獲のための箱わな補助者講習会の開催</li> <li>○市内3か所の獣害対策モデル地区におけるICTを活用した地域住民主体の箱わな、囲いわなでの捕獲に関する実証</li> <li>○大丹波地域サル対策広域協議会に参加し、広域でのサル対策の検討・実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新規駆除隊員の活動支援</li> <li>○駆除の担い手の育成</li> <li>○ニホンジカ等の市域をまたがる捕獲活動の実施</li> <li>○市街地等におけるハナレザルへの対応</li> </ul>

	<p>〔捕獲機材の導入〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○赤外線センサーカメラや ICT 遠隔操作可能な罠いわなの購入</li> <li>○大型獣捕獲用柵・檻の購入</li> <li>○サル捕獲用地獄檻・中型檻、位置情報把握用の電波発信器等の購入</li> </ul> <p>〔捕獲鳥獣の処理方法〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○中丹地域有害鳥獣処理施設における焼却処理による駆除隊員の負担軽減</li> </ul>	
防除等に関する取組	<p>〔侵入防止柵の設置〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○過去3か年(令和4年度～令和6年度)で約84kmの侵入防止柵の設置</li> <li>○サル(綾部E群)における追い払い活動等による自衛強化</li> <li>○市内3か所の獣害対策モデル地区における侵入防止柵の適切な維持管理指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防除効果を継続させるための侵入防止柵の維持管理の徹底</li> <li>○地域で侵入防止柵を管理するための体制づくり</li> </ul>
生息環境管理その他の取組	<p>〔地域主体の周辺環境整備等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○回覧文書等による市民への不要な果樹(柿等)の伐採又は管理等の周知</li> <li>○市内3か所の獣害対策モデル地区における適切な生息環境管理指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○野生動物に近寄りづらいと思わせるための「獣害に強い」集落づくり</li> <li>○耕作放棄地の保全管理等、地域での適切な環境整備</li> <li>○不要な果樹(柿等)の集落内での数量把握及び住民の現状理解</li> </ul>

#### (5)今後の取組方針

<p>野生鳥獣による被害が発生した地域の状況を把握した上で、地域住民、狩猟団体及び行政が連携を図り、「捕獲」、「防除」そして「生息環境管理」を3本柱とした総合的な鳥獣害対策を推進する。</p> <p>〔捕獲について〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○駆除隊によるくくりわな、箱わなを中心とした加害個体の捕獲を推進し、農作物被害の軽減に向けた取り組みを実施する。</li> <li>○狩猟免許取得費等を支援するとともに、捕獲従事者の育成に努め、有害鳥獣捕獲体制を確保する。</li> <li>○狩猟期間においても積極的な捕獲を実施する。</li> <li>○京都府に対し、市域をまたぐ広域での個体数管理を継続して要望する。</li> <li>○ニホンザルの追い払いに必要な動物駆逐用煙火、ロケット花火、爆竹等を配布し、地域住民主体の追い払いを支援する。</li> </ul>
--

<p>〔防除について〕</p> <p>○農区等団体が主体となった侵入防止柵(電気柵、メッシュ柵等)の設置を推進する。また、研修会等を通して、地域による侵入防止柵の維持管理を徹底し、防除効果の持続化を図る。</p> <p>〔生息環境管理について〕</p> <p>○獣害対策モデル地区で得られたノウハウを、地域からの要望に応じて実施する出前講座等の中で発信し、除草や不要な誘引物の除去などの周辺環境の整備を進め、獣が近寄りづらい集落づくりを推進する。</p> <p>○柿をはじめとする放任果樹の対策について、地域住民に広く周知できるように広報に取り組む。</p> <p>〔その他の取組〕</p> <p>○カワウについては、京都府カワウ対策協議会、京都府内水面漁業協同組合連合会及び由良川流域の漁業組合が連携して個体数の調整や被害防除などの取組みを実施しており、関連機関とも情報共有を密にし、追い払い等被害軽減に向けた対策に取り組む。</p>
--

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>福知山市野生鳥獣被害防止対策事業実施要綱第5章第6条の規定に基づき、市長が登録している福知山市有害鳥獣駆除隊員に、農作物被害軽減及び生活環境被害軽減を目的とした有害鳥獣捕獲の従事者証を交付し、対象鳥獣の捕獲活動を実施する。</p> <p>大型獣の止めさし及び遠く離れた獲物を捕獲するときには、必要に応じてライフル銃を使用する。</p>
--

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	ニホンジカ イノシシ	<p>〈ニホンジカ・イノシシ〉</p> <p>○要望のあった農区に箱わなを貸し出す。</p> <p>○鳥獣を捕獲する担い手を育成するため、免許取得者への支援を継続する。</p> <p>○京都府に対し、市域をまたぐ広域での個体数管理を継続して要望する。</p>
令和9年度	ニホンザル ツキノワグマ 他	<p>〈ニホンザル〉</p> <p>○サルの出没や被害の状況、自治会の要望等に応じてサル捕獲用檻を貸し出す。</p> <p>〈ツキノワグマ〉</p> <p>○クマ捕獲用ドラム缶檻を確保し、クマの出没や被</p>

令和 10 年度	害の状況、自治会の要望等に応じて京都府と捕獲許可等に係る調整を行い、速やかに箱わなを設置する。 〈その他小動物〉 ○被害状況等に応じて小動物捕獲用檻を貸し出す。
----------------	--

### (3)対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方					
対象鳥獣	過去5年間の捕獲実績(単位:頭)				
	R2	R3	R4	R5	R6
ニホンジカ	4,619	5,009	4,307	4,547	4,473
イノシシ	1,108	842	360	448	807
アライグマ	47	57	82	78	109
アナグマ	102	109	136	84	108
タヌキ	102	73	142	104	131
ハクビシン	61	39	76	61	126
ヌートリア	0	0	1	0	2
ニホンザル	13	9	12	18	7
ツキノワグマ	14	13	14	3	26
カラス	1	0	0	0	0

#### 〔ニホンジカ〕

生息範囲の拡大及び生息密度の増加のもと、近年は4,000頭を超える捕獲が続いており、令和3年度には過去最多の5,009頭が捕獲された。

令和6年度に実施した兵庫県立大学による「シカ・イノシシ生息密度推定調査」結果によると、個体数の低減のためには市全体の捕獲強化というよりも、現時点で捕獲圧が低いと推定される地域(森林域等)での捕獲強化が必要となることが示唆された。

しかし、地域の高齢化、過疎化が進み、有害鳥獣駆除に携わる担い手の確保が課題となっている上、低捕獲圧地域、特に森林域においては地理的条件が悪く、日常的な見回りや捕獲後の個体処分などの課題により捕獲の推進が困難となっている。このような状況の中で、従来の個体数の低減を目的とした捕獲は、現場の実行力や受入体制が追いつかず、持続的な対策とはなり得ないため、今後は被害低減に重点を置いた加害個体の捕獲にシフトし、毎年度5,000頭の捕獲を目指す。また、狩猟期間においても、農区に対し柵・檻の活用を推進し、積極的な捕獲を実施する。

#### 〔イノシシ〕

市内全域に生息し、農作物及び農業用施設への被害が発生している。

イノシシについては、令和3年4月に市内で初めて豚熱の陽性個体を確認して以降、感染確認区域が徐々に拡大し、12月には市内全域に広まった。これに

より、イノシシの生息頭数が大幅に減少したものと推測され、農作物被害についても一時的に減少した。令和6年度に実施した兵庫県立大学による「シカ・イノシシ生息密度推定調査」においても、豚熱の影響を一因として市内全域的に生息密度は高くないとの結果になった。

しかし、イノシシの個体数がやや増加傾向になっているとの考察もあったことから、引き続き被害低減のための加害個体の捕獲を推進し、毎年度1,200頭の捕獲を目指す。今後も捕獲圧を維持し個体数の抑制を図る。

#### 〔アライグマ〕

農作物被害とあわせ家屋侵入による生活環境被害が市街地を中心に発生している。平成21年度の213頭の捕獲をピークに捕獲頭数は減少傾向であったが、令和2年度以降、捕獲頭数が増加傾向に転じ、令和6年度の農作物被害は大幅に増加し、家屋侵入による生活環境被害も報告されている。また、繁殖力が強いことから継続した捕獲が必要である。

#### 〔アナグマ・タヌキ・ハクビシン・ヌートリア〕

農作物全般に被害を引き起こしており、狩猟期間ではあまり捕獲されない野生動物であることから、有害鳥獣駆除期間において、被害発生地での的確な捕獲を行うなど、継続して捕獲を行う必要がある。

#### 〔ニホンザル〕

市内で確認されている2群については、装着した電波発信器を追跡することで、おおむねの位置情報や群れの推定頭数を把握している。本調査を継続し、群れの拡大を防ぐため、京都府第二種特定鳥獣管理計画と整合を図った計画的な捕獲を行う。

三和町菟原地域に出没する三和 A 群は、市が構成員である大丹波地域サル対策広域協議会において、関連する市町と情報共有を図りながら、連携して個体数の管理を行う。

三和町川合地域に出没する綾部 E 群は、集落からエサが少なくなり捕獲しやすくなる冬季に川合地域に出没するため、関連する市町と情報共有を図りながら、サル捕獲用地獄檻や ICT 檻、中型檻による個体数管理を行う。

#### 〔ツキノワグマ〕

京都府第二種特定鳥獣管理計画－令和7年度事業実施計画によると、単年度における捕殺上限数(令和8年度)は、丹後個体群で 111 頭(生息数の 15%)、丹波個体群で 89 頭(生息数の 15%)までとなっており、単年度上限数から前年度捕殺数を引いた数を次年度に繰り越して次年度の捕殺上限数を決定する。

捕獲上限数の範囲内で、被害状況等に応じ速やかに府と調整を図り、クマ捕獲用ドラム缶檻を設置する。

#### 〔カラス〕

市内全域で被害が発生しているものの、狩猟期間にはあまり捕獲されないことから、有害鳥獣駆除期間において、被害発生地での檻による重点的な捕獲を行う必要がある。

〔カワウ〕

カワウについては、京都府カワウ被害防止計画(京都府カワウ対策協議会策定)において、広域を飛来するカワウの捕獲は対策の効果が見えにくいとされており、また、コロニーのかく乱を招くおそれがあることから慎重な実施が求められる。現状、京都府内水面漁業協同組合連合会において、音無瀬橋上流のコロニーについては、ドライアイスを用いた繁殖抑制により個体数の減少に取り組まれており、関係機関と連携しながら個体数の減少に努める。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンジカ	5,000頭	5,000頭	5,000頭
イノシシ	1,200頭	1,200頭	1,200頭
アライグマ	90頭	90頭	90頭
アナグマ	110頭	110頭	110頭
タヌキ	130頭	130頭	130頭
ハクビシン	90頭	90頭	90頭
ヌートリア	5頭	5頭	5頭
ニホンザル	10頭 京都府第二種特定鳥獣管理計画(ニホンザル)と整合をとる。	10頭 京都府第二種特定鳥獣管理計画(ニホンザル)と整合をとる。	10頭 京都府第二種特定鳥獣管理計画(ニホンザル)と整合をとる。
ツキノワグマ	10頭 京都府第二種特定鳥獣管理計画(ツキノワグマ)と整合をとる。	10頭 京都府第二種特定鳥獣管理計画(ツキノワグマ)と整合をとる。	10頭 京都府第二種特定鳥獣管理計画(ツキノワグマ)と整合をとる。
カラス	50羽	50羽	50羽
カワウ	5羽	5羽	5羽

捕獲等の取組内容
<p>捕獲計画に基づき次のとおり捕獲を実施する。</p> <p>銃器以外を使用する有害鳥獣捕獲について、京都府の第13次鳥獣保護管理事業計画書では、許可期間が3か月とされているが、福知山市においては、農作物被害や生活環境被害が1年を通して発生していることを考慮し、通年で捕獲許可を出し捕獲を行う。</p> <p>ただし、銃器を用いた巻狩形式の駆除については、安全確保の観点から捕獲許可期間を最長1か月とする。(わなにかかった大型獣や網がかり個体の銃器を用いた止めさしは、銃器以外を使用する捕獲許可期間に準じる。)</p> <p>なお、有害鳥獣捕獲が、狩猟及び狩猟期間の延長と誤解されることのないよう、狩猟期間中のくくりわな及び狩猟期間前後における猟具の捕獲許可は原則として行わない。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
福知山市全域を対象に、大型獣の止めさし及び遠く離れた獲物を捕獲するときに必要なに応じて使用する。(通年)

#### (4)許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
福知山市全域	ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル及びアライグマ等の主な加害鳥獣について、平成12年以降、京都府から有害鳥獣捕獲許可等に関する権限が委譲されている。

### 4. 防護柵の設置等に関する事項

#### (1)侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンジカ イノシシ ツキノワグマ ニホンザル	メッシュ柵 19,800m	メッシュ柵 20,100m	メッシュ柵 19,600m
	電気柵 2,500m	電気柵 5,300m	電気柵 5,100m
	計 22,300m	計 25,400m	計 24,700m

#### (2)侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンジカ イノシシ ツキノワグマ ニホンザル	<p>○侵入防止柵を設置する農区等団体を対象に、侵入防止柵の設置方法、設置後の維持管理等の説明及び研修を行う。</p> <p>○地域住民対象の研修を行う。</p>		

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	ニホンジカ イノシシ ツキノワグマ ニホンザル 他	◎「捕獲」「防除」「生息環境管理」の獣害対策3本柱の推進 ○各種研修会による地域課題の共有等により、地域住民による侵入防止柵の維持管理を徹底し、「自分たちの農地は自分たちで守る」という意識の醸成を図る。
令和9年度		○地域住民に対し、無意識の餌付け(不要な果樹や収穫残さ、ひこばえ等人間が被害としないもの)の注意を促し、耕作地周辺の保全管理等とあわせて野生動物が近寄りづらい集落づくりを推進する。
令和10年度		○広域的に移動するニホンザル(地域個体群)については、ICTを活用した広域的情報共有システムにより周辺住民に位置情報を提供し、集落単位での追い払いを支援する。また、その体制づくりのための研修会を開催する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割(クマ出没を想定)

関係機関等の名称	役割
福知山市	クマの市街地出没等の緊急時は、本市関係部局、振興局、警察、狩猟団体と連携し、地域住民への周知と安全確保に努める。関係機関と協議のもと対応方針を決定。
狩猟団体	本市からの要請を受け、被害現場の確認及び捕獲。市、振興局、警察と連携して対応。
中丹広域振興局	市と連携して対応。捕獲許可の検討や本市の応援、助言。
福知山警察署	関係機関と連携して対応。周囲の通行規制や通行人等の避難誘導等市民の安全確保。周辺住民への注意喚起。

(2) 緊急時の連絡体制

緊急事態が発生した際は、福知山市、中丹広域振興局、福知山警察署、狩猟団体の間で速やかに情報共有の上、現場参集し、周辺の安全を確保する。広報(HP・防災メール・防災無線等)を実施し、地域住民に注意喚起を行う。必要に応じて関係機関との協議により緊急的な捕獲を検討する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

鳥獣の処理は、焼却、埋設、利活用とする。  
焼却は、中丹3市の共同利用施設である「中丹地域有害鳥獣処理施設」で行

う。  
埋設は適切な埋設処理を徹底する。  
利活用は市が認定している搬入施設であるジビエ加工処理施設への搬入(クマを除く。)又は自家消費を行う。

## 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

### (1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	市が認定している搬入施設であるジビエ加工処理施設へ搬入し、食肉利用とする。(4施設)
ペットフード	市が認定している搬入施設であるジビエ加工処理施設へ搬入し、ペットフード利用とする。(4施設)
皮革	他市町の取組等を参考に、有効活用について検討する。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	他市町の取組等を参考に、有効活用について検討する。

### (2) 処理加工施設の取組

可能な範囲で民設民営の既存ジビエ処理加工施設での利活用を行う。  
処理加工施設の設置等に関する相談が民間の団体・個人からあった場合は、中丹広域振興局とともに支援及び指導を実施する。

### (3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

他地域におけるジビエ処理施設での研修等、農林水産省等が主体となって実施する「利活用技術者育成研修事業」等を活用し、情報収集に努める。また、捕獲個体の有効利用で重要となる、駆除隊員の止めさしなどの技術向上のための研修会の開催を検討する。

## 9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 協議会に関する事項

被害対策協議会の名称	福知山市有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
福知山市内自治会	生活環境被害の情報提供、住民への周知
福知山市内農区	農作物被害の情報提供
京都府中丹広域振興局	諸制度の情報提供、府関係機関との調整
京都府中丹広域振興局 (京都府緑の指導員)	野生鳥獣保護と駆除についての情報提供

京都府中丹西農業改良普及センター	防除対策についての助言
福知山市農業委員会	農家、集落、被害実態の情報提供
福知山地方森林組合	森林被害状況の情報提供
京都農業協同組合	農作物被害の情報提供
京都丹の国農業協同組合	//
狩猟団体	鳥獣の生息状況、捕獲実態の情報提供
福知山動物園	動物の生態についての助言
福知山市役所	協議会運営、事務局
ジビエ振興事業所	捕獲した鳥獣の食品・その他有効利用
由良川漁業協同組合	内水面漁業被害の情報提供

(2)関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
狩猟団体	捕獲活動・突発対応等の現地対応、クマ対応等
福知山警察署	市民からの情報共有、クマ対応等
京都府中丹広域振興局	関連情報の提供、クマ対応等

(3)鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成23年度から職員による実施隊を設置している。  
 狩猟免許保持職員による捕獲、侵入防止柵の設置の指導、対象鳥獣の生息状況・被害状況の調査、被害防止技術の向上及び普及指導に関することを実施。  
 (ニホンザル)  
 大丹波地域サル対策広域協議会に属する近隣市町と連携して被害対策に取り組む。

(4)その他被害防止施策の実施体制に関する事項

兵庫県立大学及び兵庫県森林動物研究センター等の専門家からの情報の提供や技術的な助言及び指導を受ける。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

令和3年度から令和6年度までに、市内3か所の「獣害対策モデル地区」で地域主体の獣害対策に取り組んだ。この中で得られたノウハウを市内他地域にも水平展開し、地域住民が主体の獣害対策の体制づくりを推進するため、地域支援を実施する。